

# 合併公告

2024年5月29日

株主及び債権者 各位

東京都中央区日本橋三丁目10番5号  
株式会社タカミヤの愛菜  
代表取締役社長 岡本 裕之

当社は、2024年7月1日を効力発生日として、株式会社タカミヤ（本店所在地：大阪市北区大深町3番1号）を吸収合併存続会社とし、当社（本店所在地：東京都中央区日本橋三丁目10番5号）を吸収合併消滅会社とする合併を行うことにいたしました。これにより効力発生日をもって株式会社タカミヤが当社の権利義務一切を承継し、当社は解散することになりましたので、下記のとおり公告いたします。

なお、株式会社タカミヤは会社法第796条第2項、当社は同第784条第1項の規定に基づき株主総会の承認決議を経ずに合併を行うことを決定しております。また、株式会社タカミヤは当社の全株式を所有しておりますので、この合併による株式会社タカミヤの新株式の発行及び資本金の額の増加はいたしません。

## 記

- この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から1箇月以内にお申し出下さい。
- 各社の最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(株式会社タカミヤ)

金融商品取引法による有価証券報告書提出済

(当社)

<https://corp.takamiya.co/ir/notice/>

以上